子育て・教育

保育園・幼稚園・認定こども園

問 子ども課　TEL.50-7802

教育・保育給付認定

家庭の就労状況などにより保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。認定の区分により、利用できる施設が異なります。

認定区分	児童の年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園 認定こども園 (幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上	あり	保育園 認定こども園 (保育園部分)
3号認定	満3歳未満	あり	保育園 認定こども園 (保育園部分)

2号・3号認定を受ける場合は、保護者が就労・妊娠・疾病・介護・求職などの保育が必要な事由に該当することが必要です。

入園申込

各施設で申込みができます（右の施設一覧をご参照ください）。

市外の施設を希望する場合は、子ども課にご相談ください。

保育料

3～5歳児クラスの保育料は無料です。

0～2歳児クラスは、住民税非課税世帯の子どもは無料ですが、その他の子どもについては、父母の市民税所得割課税額を基に算定します。父母の市民税所得割課税額が一定額を超えておらず、同居（同住所）に祖父母などがいる場合、そのどちらかを家計の主宰者として算定対象とします。

なお、4月から8月分は前年度市民税額、9月から3月分は当年度市民税額での算定となるため、毎年9月に保育料の改定があります。

施設一覧

施設名	所在地	電話番号
明星保育園	藤岡1548	22-5281
みどり保育園	藤岡845-3	22-0480
あけぼの保育園	篠塚564-1	23-2167
美九里西保育園	神田1388-1	23-0187
美九里東保育園	本郷2095-4	23-0186
吉祥保育園	下大塚675	22-3023
立石保育園	立石779-1	42-3504
つくしんぼ保育園	篠塚35	23-4157
白石保育園	白石759-6	22-1896
御園保育園	浄法寺1147-1	52-5855
(公立)小野保育園	森578-1	22-2788
ふじおか中央こども園	藤岡1618-1	25-8090
ナースリープレスクール	藤岡1403-2	22-3891
藤岡幼稚園	藤岡845	22-0678
くまの幼稚園	上戸塚354-3	23-5533
あかねこども園	上大塚1593-1	23-9060
平井こども園	東平井1088-1	23-3557
神流保育園	岡之郷907	42-1164
ひかりこども園	藤岡2378	50-8855
直心こども園	上落合848	23-3346
鬼石こども園	鬼石82	52-2763
のぞみ幼稚園	藤岡1805-3	22-0760
藤岡開成幼稚園	下栗須959-3	24-0118
中栗須こども園	中栗須697-2	22-0580
やまて幼稚園	藤岡260-2	23-6000

第3子以降保育料無料化事業

問 子ども課　TEL.50-7802

3人以上の子どもを扶養している場合、第3子以降の入園児童の保育料が無料となります。

申請がない場合や市税などに滞納がある場合は本事業の対象となりません。

詳しくは子ども課または各園にお問い合わせください。

〈広告〉



第3子以降副食費助成事業

問 子ども課　TEL.50-7802

3人以上の子どもを扶養している場合、第3子以降の入園児童（2号認定のみ）の副食費を月額4,900円まで助成します。

申請がない場合や市税などに滞納がある場合は本事業の対象となりません。

詳しくは子ども課または各園にお問い合わせください。

こども誰でも通園制度

問 子ども課　TEL.50-7802

集団生活を通じて子どもの育ちを応援するとともに、子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を行う制度です。

保護者の就労要件を問わず、保育所等に在籍していない6ヶ月～満3歳（3歳の誕生日の前々日まで）の子どもが、月一定時間まで利用できます。実施施設や利用料金等、詳しくは子ども課までお問い合わせください。

子育てに関する手当

問 子ども課　TEL.50-7803

種類	内容
児童手当	高校生年代までの児童を養育している人に支給されます。令和6年10月の制度改正により、所得制限は撤廃されました。
児童扶養手当	父または母がいない家庭、父または母が一定の障害の状態にある家庭などで、18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している人に支給されます。
特別児童扶養手当	20歳未満で精神または身体に障害のある児童を養育している人に支給されます。
交通遺児等手当	交通遺児等になった児童（15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童）を養育している父もしくは母またはこれに準ずる人に支給されます。

※手当を受けるには所得制限などの支給条件がありますので、詳しい内容は子ども課へお問い合わせください

〈広告〉







地域子育て支援センター

問 子育て応援課　TEL.50-7805

地域子育て支援センターは、子育てをしている保護者同士の交流の場であり、子育てに対する不安解消や情報提供、親子遊びなど幅広い活動を行っています。

各支援センターに関する詳細は子育て応援課へお問い合わせください。

児童館

問 子ども課　TEL.50-7803

児童館は子どもたちに健全な遊び場を提供し、健康の増進、仲間づくり、団体行動の大切さを教える場です。どなたでも利用できる施設なので、お気軽にご来館ください。

施設名	住所	電話番号	開館時間
藤岡中央児童館	藤岡1567-1	24-8060	午前9時30分～午後6時30分 休館日：日曜・祝日（こどもの日は除く）、年末年始（12月29日～1月3日）

〈広告〉







学童保育

問 子ども課　TEL.50-7803

学童保育所では、保護者が仕事をしているなどの事情により家庭で保育ができない人のために、学校が終わってから保育ができるまでの間、子どもたちをお預かりしています。各学童保育所については子ども課までお問い合わせください。

ファミリー・サポート・センター

問 子ども課　TEL.23-5777

ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをして欲しい人と、子育ての手助けができる人が会員登録し、助け合う制度です。生後3カ月の乳幼児から中学生までの子どもを対象に、有料で子育てのサポートをします。

利用日	時間	子ども1人1時間あたり利用料金
月～金曜日	午前7時～午後7時	700円
	上記以外の時間	900円
土・日・祝日 年末年始 （12月29日～1月3日）	終日	

〈広告〉





母子会（ひとり親会）

問 子ども課　TEL.50-7803

母子会はひとり親家庭および寡婦の方がお互いに助け合い、励まし合って、誰もがいきいきと暮らせるように活動している団体です。

親子の絆や仲間と親睦を深めることを目的として、毎年さまざまな行事を行っています。

年会費1,000円

母子保健

問 子育て応援課　TEL.50-7805

区分		健診内容
妊娠中産後	妊娠届出の受理	母子健康手帳、妊婦健康診査受診票の発行など
	妊産婦・新生児家庭訪問	健康相談、体重測定、母乳相談、育児相談など
	両親学級	赤ちゃんのお風呂の入れ方やパパの妊婦体験など
	ママサロン	栄養指導、歯科指導、妊婦体操、ママ同士の意見交換など
	産後ケア	産後1年未満のお母さんと赤ちゃんが、病院・助産院・産後ケア施設・自宅で助産師等による専門的サービスを受けられます。
乳児期	股関節検診	整形外科医の診察、予防接種予診票発行、保健指導など
	4カ月児健康診査	内科診察、身体測定、保健指導など
	離乳食教室	5～6カ月児を対象とした離乳食の与え方・作り方の指導
	すこやか教室	6～7カ月児とその保護者を対象とし、子どもの身体測定、子育て全般の相談、支援センターの紹介、ブックスタート（絵本をプレゼント）
	育児相談	身体測定、育児に関する心配事についての相談
幼児期	1歳児健康診査	内科診察、身体測定、歯科指導、保健指導、フッ素塗布受診票配布など
	1歳6カ月児健康診査	内科診察、歯科診察、身体測定、歯科指導、保健指導など
	わくわく（2歳児）相談	身体測定、歯科指導、保健指導など
	3歳児健康診査	内科診察、歯科診察、身体計測、歯科指導、保健指導など
	5歳児健康診査	身体測定、歯科・子育て講話、集団遊び、保健指導など
	個別幼児相談	子どもの発達、育児に関することについての相談
全般	健康推進員活動	乳幼児健診の協力、子育て支援のための活動
	子育て110番	育児に関する悩みや心配事についての電話相談　TEL.24-5110
	不妊症不育症治療費補助	不妊および不育症治療に関する医療費の一部補助

〈広告〉



妊娠期～子どもの予防接種

問 子育て応援課　TEL.50-7805

接種方法は、個別接種（委託医療機関での実施）になります。種類や対象者は変更になることがありますので、接種の際には個別通知に同封されている「予防接種と子どもの健康」を必ずお読みください。

	種類	対象者
乳幼児期	ロタウイルスワクチン	1価：生後6週～24週に至るまで
		5価：生後6週～32週に至るまで
	BCG（結核）	生後1歳に至るまで
	肺炎球菌ワクチン	生後2月～5歳に至るまで
	B型肝炎ワクチン	生後2月～1歳に至るまで
	五種混合（ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ・ヒブ）	生後2月～90月に至るまで
	麻しん・風しん混合	1期：生後12月～24月に至るまで
		2期：満5歳～7歳未満で小学校入学前の1年間
	水痘（水ぼうそう）	生後12月～36月に至るまで
	日本脳炎※1	1期：生後6月～90月に至るまで
	おたふくかぜ※2	1歳児と年長児
学生	二種混合（ジフテリア・破傷風）	11歳以上13歳未満
	日本脳炎	2期：9歳以上13歳未満
	子宮頸がん予防ワクチン	小学六年生～高校一年生相当の女子
妊婦	RSウイルスワクチン	妊娠28週0日～36週6日までの妊婦

※1　日本脳炎特例対象者に関しては、子育て応援課までお問い合わせください。

※2　任意接種ですので、希望する場合は子育て応援課までお問い合わせください。

小・中学校の入学・転校

問 学校教育課　TEL.50-8212

入学	小・中学校に入学する児童・生徒の保護者に対して、入学する年の1月下旬までに入学通知書を送付します。 入学式当日にその通知書を学校に持参してください。
市外への転校	転出の手続き後、在学している学校で在学証明書など転校に必要な書類を受け取ってください。その後、転出先の市町村で転入手続きをし、就学通知書を受け取って、指定された学校へ提出してください。
市外からの転校	転入の手続き後、学校教育課で就学通知書を受け取り、その就学通知書と前の学校で受け取った在学証明書などを転入する学校に提出してください。
市内での転校	転居の手続き後、学校教育課で就学通知書を受け取り、在学している学校へ行って在学証明書など転校に必要な書類を受け取ってください。その就学通知書と前の学校で受け取った在学証明書などを転入する学校に提出してください。

就学援助制度

問 学校教育課　TEL.50-8212

子どもを小・中学校に通わせることが経済的な理由で困難な保護者に対して、一定の基準に基づき、就学に必要な費用の一部を援助する制度があります。

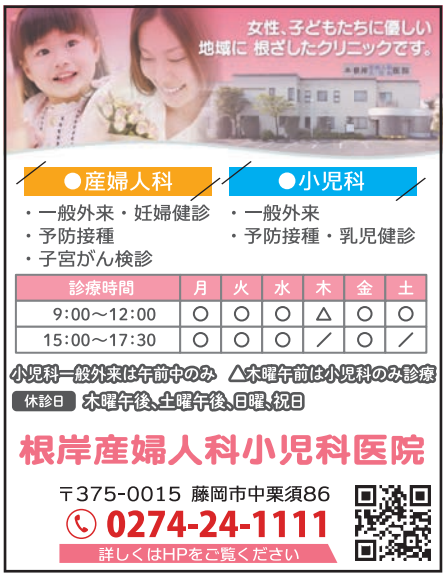
支給の対象となる経費は、学用品費、通学用品費、宿泊校外活動費、日帰り校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費などです。

この就学援助を希望する場合は、子どもが在学する学校を経由して教育委員会に申請書を提出してください。

問い合わせは小・中学校、学校教育課へ。

〈広告〉







藤岡市にじの家（教育支援センター）

問 学校教育課　TEL.50-8212

学校への登校が難しく悩みや不安を持ちながら過ごす子どもたちが、安心して自分らしく過ごせる「居場所」です。一人ひとりの気持ちや状況に寄り添いながら、個々のペースに合わせた学習支援のほか、教育支援センター相談員による相談を行っています。

また、通室する児童生徒や保護者の方との面談を学期毎に設け、ご家庭の思いやこれからの歩みを丁寧にサポートしています。

通級指導教室

問 学校教育課　TEL.50-8212

ことばやコミュニケーション、学習、生活、行動面で子どもたちの成長を支援する教室です。「ことばの教室」と「発達相談教室」の二つの教室があります。

子どもたちが、学校や地域で生き生きと生活できるように、保護者の方、在籍学校、関係の機関と協力しながら、一人一人にあった指導を進めます。

指導は、月曜日から金曜日までの授業時間や放課後に時間を決めて行います。

奨学資金貸付事業

問 教育総務課　TEL.50-8211

高校・大学（短大含む）・専門学校（修業年数が2年以上）へ進学する人に奨学資金制度を設けています。

詳しくは教育総務課へお問い合わせください。

資格

1　市内に1年以上居住する世帯の子弟
2　学力優秀、品行方正である人
3　高等学校、高等専門学校、大学、専門学校（修業年数が2年以上の高等課程または専門課程に限る）に在学し、もしくはこれから入学しようとする人
4　経済的理由により、学資支出に困難な世帯の子弟

貸与額（月額）

区分	貸与月額
高等学校	3万円以内
高等専門学校	3万円以内
専門学校（高等課程）	3万円以内
大学	6万円以内
専門学校（専門課程）	6万円以内

貸与期間

定められた修業年限内

返済方法

卒業1年後の翌月から、月賦または年賦により返済

募集期間

毎年2月1日から2月末日まで（土日祝日を除く）

※保護者（親権者）が死亡、離婚、解雇、倒産などで家計が急変した場合、年度途中からでも奨学資金を借りることができます

看護師育成奨学金給付事業

問 教育総務課　TEL.50-8211

看護師人材の育成と確保のための奨学金給付制度です。看護師を目指す者であって、市内に校舎を有する大学に進学しようとする人に奨学資金を給付します。

詳しくは教育総務課へお問い合わせください。

給付額

月額3万円

給付期間

定められた修業年限内
(毎年学業成績表などの提出義務があります)

定員

若干名

募集期間

毎年2月1日から3月末日まで(土日祝日を除く)

千美文化芸術奨学金給付事業

問 教育総務課　TEL.50-8211

芸術系大学において修学する学生を支援するための奨学金給付制度です。

詳しくは教育総務課へお問い合わせください。

対象となる芸術系大学

自らが表現者となり、独自の創造性や技術を駆使して芸術作品を生み出す分野を専攻する4年制大学

給付額

100万円　1人1回限り

定員

若干名

募集期間

毎年2月1日から3月末日まで(土日祝日を除く)

学校給食

問 学校給食センター　TEL.23-8998

市内の小学校10校、中学校5校、県立藤岡特別支援学校に提供しています(令和8年4月1日現在)。

学校給食費の完全無償化

子育て世帯への支援を強化するため、令和6年4月から市内小中学校の学校給食費を無償化しています。

学校給食費の補助制度

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、藤岡市外の小中学校等に通学する児童・生徒や、食物アレルギー等の理由により給食を利用できない児童・生徒の保護者に対し、学校給食費相当額の補助金を交付しています。

詳しくは学校給食センターへお問い合わせください。

令和8年度の学校給食費相当額(年額)

・小学校:61,440円　・中学校:69,480円

給食情報をSNSで配信しています

毎日の学校給食の写真や献立表について、藤岡市LINE公式アカウントで配信しています。

受信するには、下記の二次元コードを読み取るか、藤岡市LINE公式アカウントから給食情報受信設定を行ってください。

給食情報受信設定
(市公式LINE)

DV被害の相談案内

配偶者やパートナーから受けているさまざまな暴力（DV）について、専門の相談員が悩みごとをよく聞いた上で、一緒に問題点を整理し、必要に応じて、専門の支援機関につなげるなど、解決するための支援を行います。どんなご相談もお気軽にご連絡ください。※男性の相談にも対応

DV相談ナビ

#8008（はれれば）

配偶者からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないというかたのために、全国共通の電話番号（#8008（はれれば））から相談機関を案内するDV相談ナビを実施しています。



DV相談＋（プラス）

DVの被害に遭っているかたへの相談支援を充実させるため、全国どこからでも電話（フリーダイヤル）やSNSのチャット、メールで相談することができます。



電話での相談

0120-279-889（つなぐ はやく） 24時間対応

SNS、メールでの相談

https://soudanplus.jp/ からアクセス

SNSのチャット相談
12:00～22:00

メール相談
24時間対応

外国語相談（チャット）
Multilingual（chat）
24時間対応 10言語

パープルリボン
パープルは女性に対する暴力根絶のシンボルカラーです。

性暴力をなくそう

出典元：政府広報オンライン「パートナーや恋人からの暴力に悩んでいませんか。一人で悩まずお近くの相談窓口に相談を。」より編集・加工